

## 第 2 1 号議案

足立区立区民保養所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立区民保養所条例の一部を改正する条例

足立区立区民保養所条例（昭和 4 9 年足立区条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項及び第 2 項中「前納しなければならない」を「支払わなければならない」に改め、同条第 4 項を削る。

第 7 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の足立区立区民保養所条例第 6 条の規定は、平成 1 6 年 9 月 1 日以後の施設使用に係る使用料等の支払について適用し、同日以前の施設使用に係る使用料等の支払については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料等の支払方法を変更するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。